

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月17日提出
【発行者名】	いちよしアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋野 充成
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
【事務連絡者氏名】	萩谷 洋昭
【電話番号】	03-6670-6711
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2026年2月18日から2026年8月17日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ 1 2 ） 【 その他 】

ファンドラップ取引口座の開設について
当ファンドは販売会社の提供するファンドラップ口座にかかる投資一任契約に基づいて、同口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社とファンドラップ口座にかかる投資一任契約等を締結し、ファンドラップ取引口座を開設した者に限るものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、複数のファンドに分散投資を行う、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ()
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(株式一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分
 - (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
 - (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
 - (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
 - (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 - (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
 - (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
 - (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
 - (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分
 - (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - (2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
 - (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
 - (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。
 - (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1 内外の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。また組入れにあたっては、内外のETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。

2 資産配分は、いちよし証券株式会社の助言を受け決定します。

3 投資対象とする投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として適宜見直しを行います。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。

※当ファンドの投資対象とする投資信託証券の組入れ・運用に関しては、いちよし証券株式会社の投資助言を受けます。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項><https://www.ichiyoshiam.jp/work/investmentteam>

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

分配方針

毎年11月16日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年2月27日

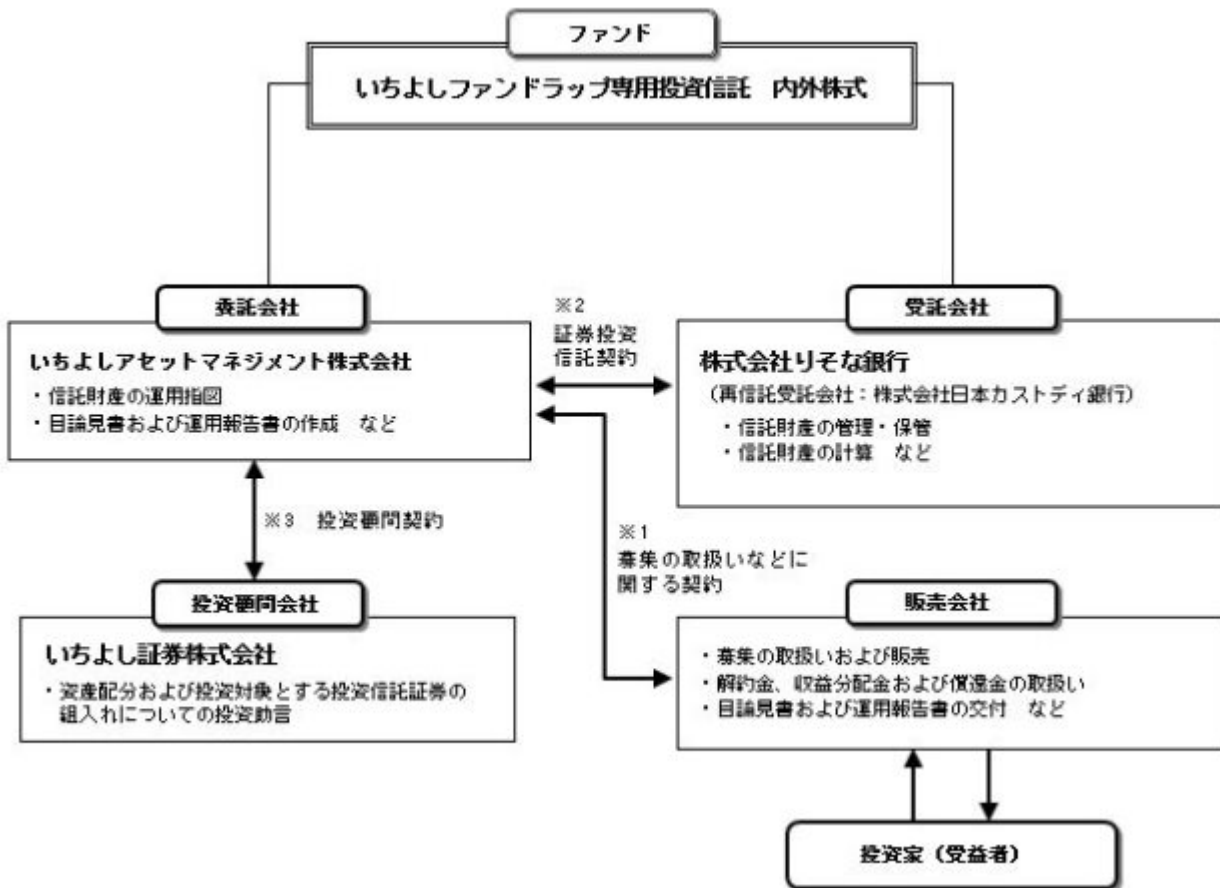
- ・信託契約締結、設定、運用開始

2022年5月17日

- ・信託財産留保額の廃止

(3) 【ファンドの仕組み】

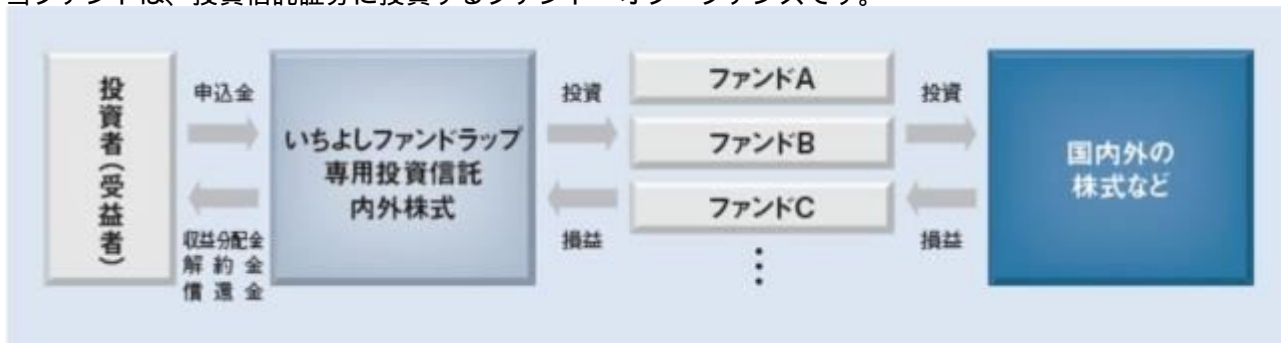
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言（有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など）を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（2025年11月末現在）

- 1) 資本金
490百万円
- 2) 沿革
1986年10月30日 一吉投資顧問株式会社設立
1987年 9月 9日 投資一任認可取得
2012年 5月 1日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更
2014年 1月29日 投資信託委託業 開始
2015年 5月14日 第二種金融商品取引業登録
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	15,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、別に定める国内外の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。投資信託証券の組入れ比率は、原則として高位を維持しますが、景気動向や市況動向を勘案して低位になることがあります。

資産配分および投資対象とする投資信託証券の組入れは、いちよし証券株式会社の助言を受け決定します。

投資対象の投資信託証券は、定期的に定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入れ換えを行うことがあります。

内外のETF（上場投資信託）に投資する場合があります。

市況動向や当ファンドの資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

別に定める国内外の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める国内外の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前号の証券又は証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 受益権発行信託の受益証券

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前記 第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等は、委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。

今後、投資信託証券の各委託会社の都合などにより変更されることがあります。

<1. ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）>

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 国内 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主にわが国の株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、株式に直接投資する場合があります。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
運用方針	「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。 「国内株式マザーファンド」受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行ないません。 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.341%（税抜:0.31%）
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.2%
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	野村信託銀行株式会社
決算日	毎年9月6日（ただし休業日の場合は翌営業日）

<2. 日本バリュース・グロース株式ファンド（適格機関投資家向け）>

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 国内 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券および「Jグロース マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主にわが国の株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	なし
運用方針	主として、「アクティブバリュー マザーファンド」受益証券および「Jグロース マザーファンド」受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の合計組入率は、高位を保つことを原則とし、2つのマザーファンドへの基本投資比率は50%とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除いて）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.979%（税抜0.89%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理費用等）が信託財産から支払われます。 有価証券の貸付の指図を行なった場合には、その品貸料の50%の額を下記のとおり按分、徴収します。 (内訳) 委託会社 40% / 受託会社 10%
その他	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

決算日	毎年6月25日（ただし休業日の場合は翌営業日）
-----	-------------------------

<3. スパークス・日本株ファンド・双剣W（適格機関投資家専用）>

委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	スパークス・ミディアム・レバレッジドL&Sマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	なし
運用方針	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象として、買い持ち(以下「ロング・ポジション」といいます。)と売り持ち(以下、「ショート・ポジション」といいます。)を組み合わせた運用を行うことにより、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。なお、ロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、株式の他、投資信託証券（不動産投資信託証券を含みます。以下、同じ。）、新株予約権証券、転換社債ならびに新株予約権付社債等を含みます。</p> <p>企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。</p> <p>組入銘柄の選択は、委託者のアナリスト、ファンドマネージャーが個々の会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し決定します。</p> <p>特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。</p> <p>国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引を行うことができます。</p> <p>上場投資信託証券（上場不動産投資信託証券を含みます。以下、同じ。）についても、その配当の高さ、安定性および流動性等の分析に基づき実質的に投資を行います。</p> <p>ロング・ポジションとショート・ポジションの絶対値の合計については、実質的に信託財産の純資産総額の150%以内を目途として運用を行うことにより、積極的に組入銘柄選択による収益の獲得を目指します。</p> <p>ショート・ポジションは、実質的に信託財産の純資産総額の範囲内で、株式および上場投資信託証券（以下、「株式等」といいます。）の個別銘柄の空売りをを行うことにより構築します。なお株式等の空売りは、「一般信用取引」制度に基づく空売りを中心に行いますが、株式等の空売りと同等の経済的効果が得られるデリバティブ取引等、その他の金融商品取引を利用してショート・ポジションを構築することができます。</p> <p>余裕資金の運用として、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券等に投資することができます。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

投資制限	<p>ネット・ポジション(ロング・ポジションからショート・ポジションを差し引いた金額に、約款第22条で定める有価証券先物取引等の原資産換算合計額を合算した金額)は、実質的に信託財産の純資産総額の0%以上100%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以上30%以下とします。</p> <p>新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上、20%以下とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。)への投資は行いません。</p> <p>同一銘柄の株式および上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以上、10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の0%以上5%以下とします。</p> <p>転換社債ならびに新株予約権付社債への投資は、実質的に信託財産の純資産総額の0%以上20%以下とします。また、同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、実質的に信託財産の純資産総額の0%以上10%以下とします。</p> <p>有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行います。</p> <p>ショート・ポジション構築ため、エクイティ・スワップ取引(注)を約款第23条の範囲で行うことができます。</p> <p>(注)エクイティ・スワップ取引とは、固定金利、または変動金利と株式の売買損益を一定の条件のもとに交換する取引をいいます。</p> <p>デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。))および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額(金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。)として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:1.1%(税抜1.0%)
実績報酬	HWM超過分の22%(税抜20%、HWM方式) 毎計算期末、一部解約時、償還時に徴収します。
信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して0.20%の率を乗じて得た額
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他諸費用(監査費用、受益権の管理費用等)が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎月15日(休日の場合は翌営業日)

<4. SMDAM・中小型株企業価値フォーカス・ファンドFOFs用(適格機関投資家専用)>

委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信/国内/株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「中小型株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	なし

運用方針	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本の取引所に上場している株式のうち、中小型株に投資を行い、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入銘柄の選定は、徹底したボトムアップリサーチにより推計した「企業価値」を基本に行います。 ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。 <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。</p> <p>イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</p> <p>ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的</p> <p>ハ．法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額30%以下とします。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.66%（税抜0.6%）
信託財産留保額	一部解約時に0.2%
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎年10月8日（ただし休業日の場合は翌営業日）

<5. いちよし日本中小型株ファンド（適格機関投資家専用）>

委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 国内 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「いちよし中小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主に国内の株式等へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
ベンチマーク	なし
運用方針	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場されている中小型株式（上場予定を含みます。）の中から、ボトムアップ・リサーチを通じて、成長性が高く、株価水準が割安であると判断される銘柄に投資します。</p> <p>マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

投資制限	<p>マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、約款の範囲で行うことができます。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.605%（税抜:0.55%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理費用等）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	株式会社りそな銀行
決算日	毎年11月28日（ただし休業日の場合は翌営業日）

<6. ノムラF0Fs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）>

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」受益証券を主要投資対象として主に海外の株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI-KOKUSAI指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）
運用方針	<p>「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。 「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
信託期間	無期限
費用	

信託報酬	年率:0.396%（税抜:0.36%）
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.2%
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	野村信託銀行株式会社
決算日	毎年9月6日（ただし休業日の場合は翌営業日）

<7. 外国株計量運用ポートフォリオ（少人数私募）>

委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「外国株計量運用ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主に日本を除く世界各国の取引所に上場する株式へ実質的な投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI KOKUSAI 指数（円換算ベース）
運用方針	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則としてマザーファンドの組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。なお、有価証券等に直接投資する場合があります。 信託財産は、マザーファンドを通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、株式の組入れ比率を高位に保ちながら、長期的に外国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 運用の効率化を図るため、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに世界株式（除く日本）および為替の運用の指図に係る権限（デリバティブ取引等に係る運用の指図を含みます。）を委託します。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.187%（税抜:0.17%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、印刷費用等）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎年3月16日（ただし休業日の場合は翌営業日）

<8. 外国計量株式ファンド（適格機関投資家専用）>

委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	

主要投資対象・目的	「外国計量株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主に日本を除く世界各国の取引所に上場する株式へ実質的な投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
運用方針	主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。 信託財産は、マザーファンドを通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、株式の組入比率を高位に保ちながら、長期的に外国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。 マザーファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて幅広い銘柄に分散投資を行います。 実質外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行いません。 MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）をベンチマークとします。 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに株式および為替の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	原則として無期限
費用	
信託報酬	年率：0.4235%（税抜：0.385%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、印刷費用等）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
決算日	毎年2月15日（ただし休業日の場合は翌営業日）

<9. ノムラFOFs用ACI米国バリュース・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）>

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	米国バリュース・ストラテジー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。 なお、株式等に直接投資する場合があります。
ベンチマーク	なし
運用方針	マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:1.067%（税抜0.97%）
信託財産留保額	0.30%
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他諸費用（監査費用、受益権の管理費用等）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	野村信託銀行株式会社
決算日	毎年9月6日（ただし休業日の場合は翌営業日） 期中無分配とします。

< 10. ダイワ/ジャナス米国中型グロース株ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	ダイワ/ジャナス米国中型グロース株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として主に米国の中型株式等へ投資を行い、信託財産の成長を目指します。
ベンチマーク	なし

運用方針	<p>主として、マザーファンドの受益証券を通じて、米国の中型株式等に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>当ファンドにおける米国の中型株式等とは、米国の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および店頭登録予定を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）および不動産投資信託証券のうち、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーが時価総額をもとに中型と判断した銘柄をいいます。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <p>イ．米国の中型株式等の中から、企業および業界の成長性、経営の質等を考慮し、調査対象銘柄を選定します。</p> <p>ロ．調査対象銘柄に対して、キャッシュフロー、財務健全性、バリュエーション等のファンダメンタルズ分析を基に、組入候補銘柄を決定します。</p> <p>ハ．組入候補銘柄の中から、高い投下資本利益率を有し持続可能な成長が期待できる銘柄を重視し、リスクを抑え中長期的な視点でポートフォリオを構築します。</p> <p>マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・US・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資制限</p> <p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への投資制限</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券への投資制限</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資制限</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等の範囲</p> <p>有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行ないます。</p> <p>スワップ取引の範囲</p> <p>スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引の範囲</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行ないます。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率：0.8085%（税抜：0.735%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	株式会社りそな銀行
決算日	毎年4月18日、10月18日（ただし休業日の場合は翌営業日）

< 11. コロンビア・スレッドニードル欧州厳選株式ファンド（FoFs用）< 適格機関投資家限定 > >

委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「コロンビア・スレッドニードル欧州厳選株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象として主に欧州の取引所に上場している株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。
ベンチマーク	MSCI Europe Index（配当込み、円換算ベース）

運用方針	<p>マザーファンド受益証券を通じて、欧州の取引所に上場している株式のうち、価格決定力、持続可能な競争優位性を有すると考えられる企業に着目したボトムアップリサーチに基づき、確信度の高い銘柄に集中投資します。ただし、運用開始時の資金動向等によっては、マザーファンドにおいて、欧州株式指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p>MSCI Europe Index（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざします。</p> <p>Threadneedle Asset Management Limitedに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:1.045%（税抜0.95%）
信託財産留保額	なし
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
決算日	毎年8月15日（ただし休業日の場合は翌営業日）

< 12. ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用） >

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主に新興国の株式へ実質的な投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）
運用方針	<p>「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。</p> <p>「新興国株式マザーファンド」受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>

投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.385%（税抜:0.35%）
信託財産留保額	1万口につき基準価額の0.3%
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	野村信託銀行株式会社
決算日	毎年9月6日（ただし休業日の場合は翌営業日）

< 13. アライアンス・バースタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用） >

委託会社	アライアンス・バースタイン株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	「ABエマージング・グロース株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象として主に新興国の株式へ実質的な投資を行い、長期的な信託財産の成長を目指します。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当金込 / 円ベース） MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。
運用方針	<p>主として「ABエマージング・グロース株式マザーファンド」受益証券への投資を通じて、新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>

投資制限	<p>株式への実質投資割合は、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の25%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.99%（税抜0.9%）
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託事務の諸費用及びその他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.10%を上限）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
決算日	毎年5月29日（ただし休業日の場合は翌営業日）

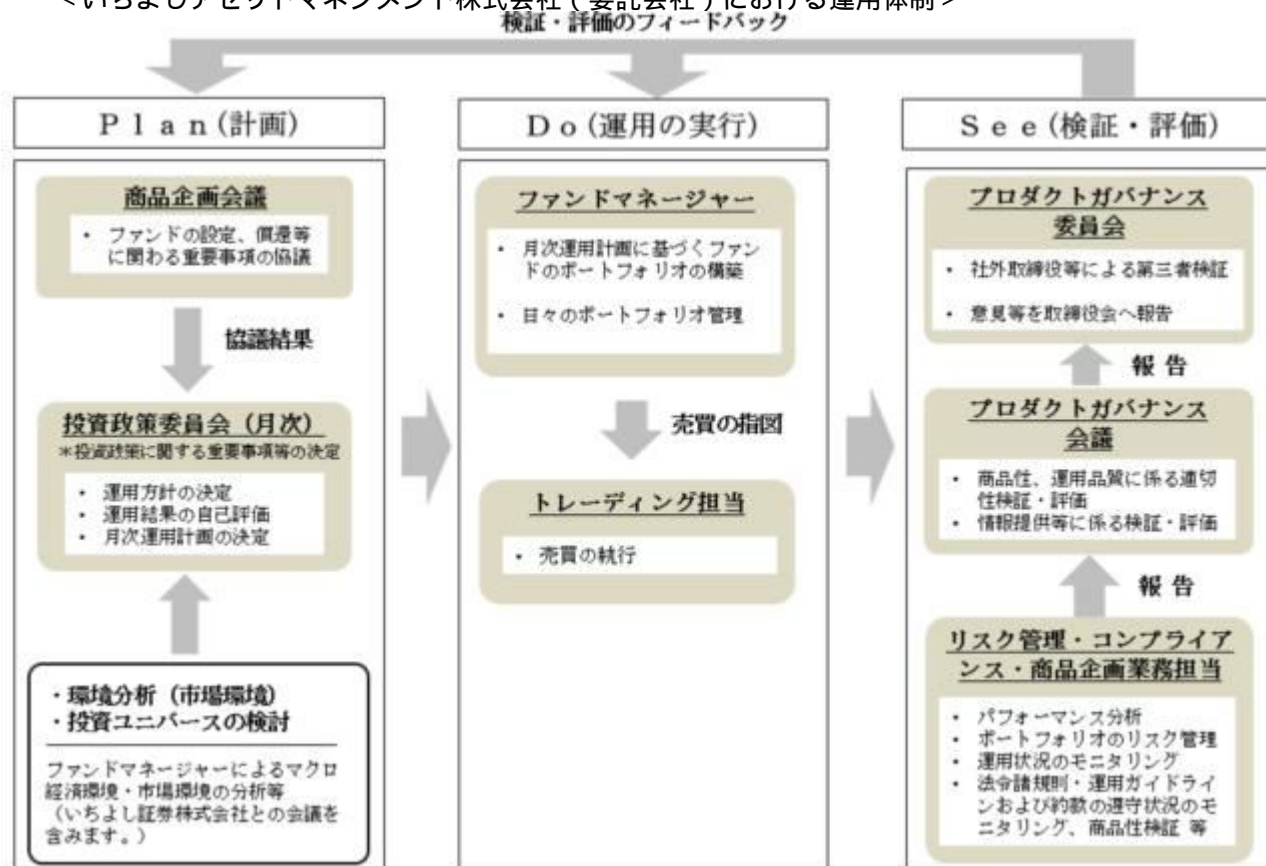
< 14. シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） >

委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
ファンドの分類	追加型投信 / 海外 / 株式
運用の基本方針	
主要投資対象・目的	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては株式等に直接投資することがあります。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）
運用方針	<p>主として、シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。</p> <p>投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。</p> <p>実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>

投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
費用	
信託報酬	年率:0.9119%（税抜:0.829%）
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額
その他の費用	前記信託報酬のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。
その他	
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
決算日	毎年6月7日、12月7日（ただし休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

<いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>



a. Plan (計画)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析等を行います。投資対象とする投資信託証

券の組入れについては、いちよし証券株式会社の助言を受けます。以上をもとに定期的開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。

- b. Do（運用の実行）
 ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。
- c. See（検証・評価）
 リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

上記の運用体制は、2025年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項> <https://www.ichiyoshiam.jp/work/investmentteam>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年11月16日 / 休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により分配を行わないことがあります。
- 3) 収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託者の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券への投資割合は制限を設けません。ただし、組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- 7) 公社債の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をします。
 - ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 8) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 外国為替予約の指図
 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 10) 資金の借入れ
 - イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ）イ）の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却又は解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこと
- ハ）一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ニ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支給される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ホ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて、実質的に内外の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

以下の事項は、投資対象とする投資信託証券のリスクも含まれます。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

「その他の留意点」

<クーリング・オフについて>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<ファンドの流動性リスクにかかる留意点>

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

< 収益分配方針にかかわる留意点 >

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

< ファンドの資産規模にかかわる留意点 >

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 法令・税制・会計制度等の変更の可能性 >

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

(2) リスク管理体制

< いちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >

全社的リスク管理

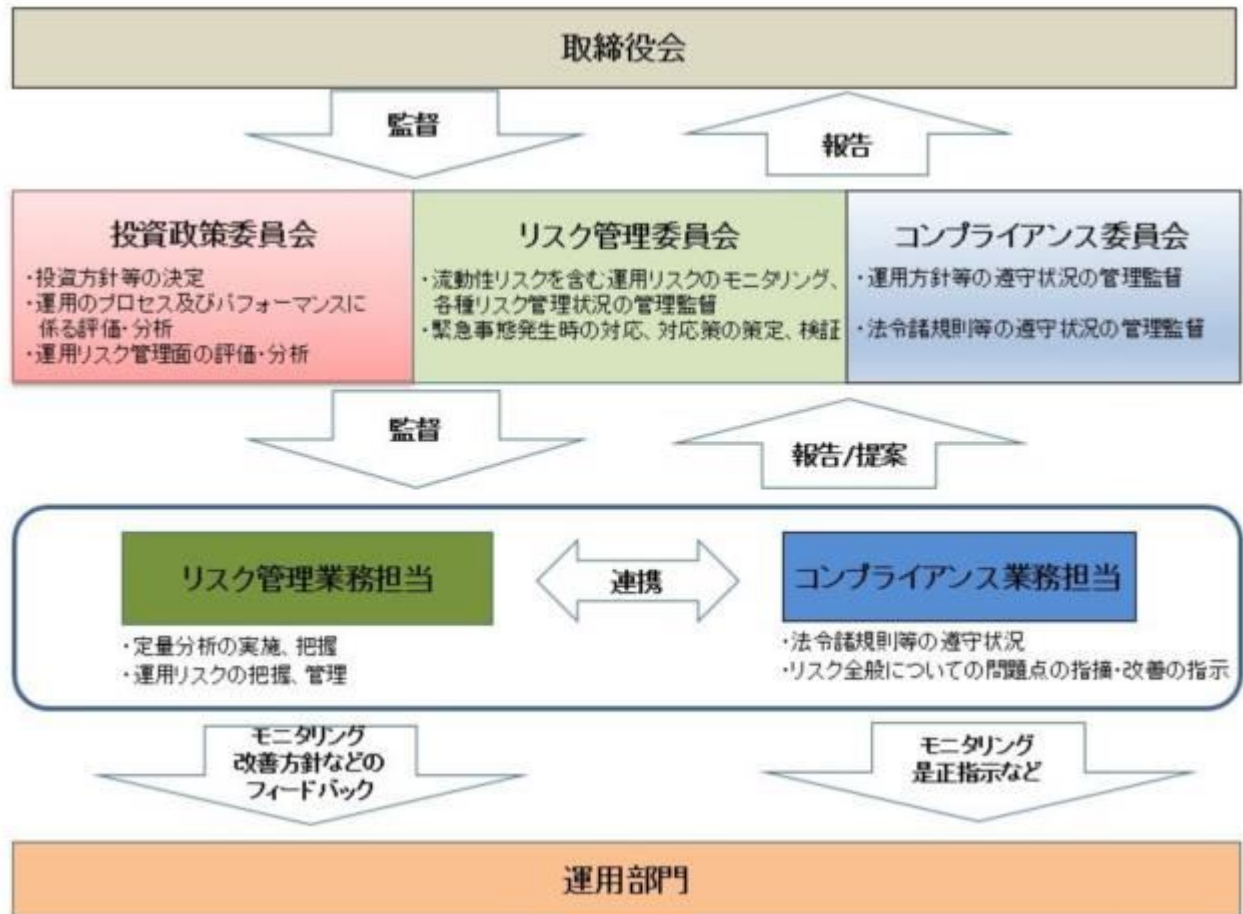
当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月经営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



上記体制は2025年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

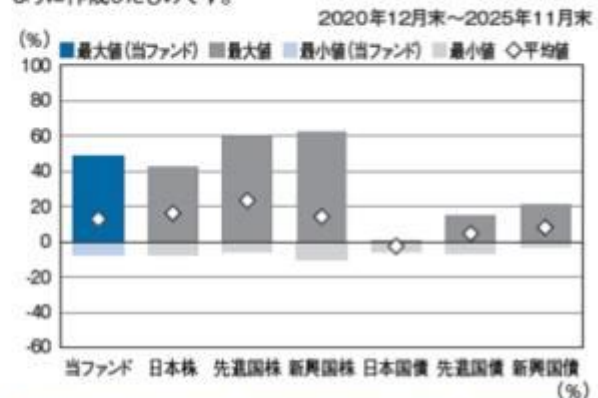


*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年12月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	49.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△7.2	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△2.7
平均値	13.2	16.5	23.6	14.5	△2.3	4.9	8.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス
 (配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI 国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・
 マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含め一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料
 ありません。
 信託財産留保額
 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率(年率) <純資産総額に対し>	
当ファンド	0.616%(税抜0.56%)
投資対象とする投資信託証券	0.660%(税抜0.60%)程度
実質的な負担	1.276%(税抜1.16%)程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.616%(税抜0.56%)の率を乗じて得た額とします。
 この値は当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を想定される組入比率で加重平均した概算値です。今後、投資対象とする投資信託証券の変更や実際の組入状況等によって±0.20%程度変動する可能性があります。(なお、投資対象とする投資信託証券により別途運用実績に基づいて計算される実績報酬が加算される場合があり、組入状況等によっては上記の範囲(+0.20%程度)を上回る可能性があります。)
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

運用管理費用(信託報酬)の配分	
委託会社	年率0.550%(税抜0.50%)

販売会社	年率0.033%（税抜0.03%）
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

（４）【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等に要する費用および当ファンドの借入金利息、資産を外国で保管する場合にかかる費用、投資対象とする投資信託証券の監査にかかる費用。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 1. 法律顧問、税務顧問への報酬
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個人受益者の場合

- 1) 収益分配金に対する課税
 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
 - 2) 解約金および償還金に対する課税
 解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

 確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
- 法人受益者の場合
- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された

税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

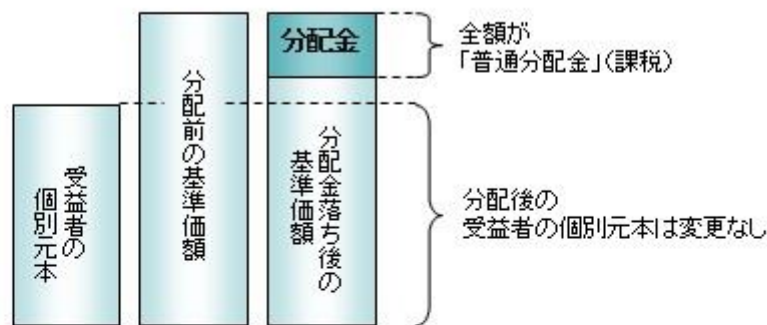
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

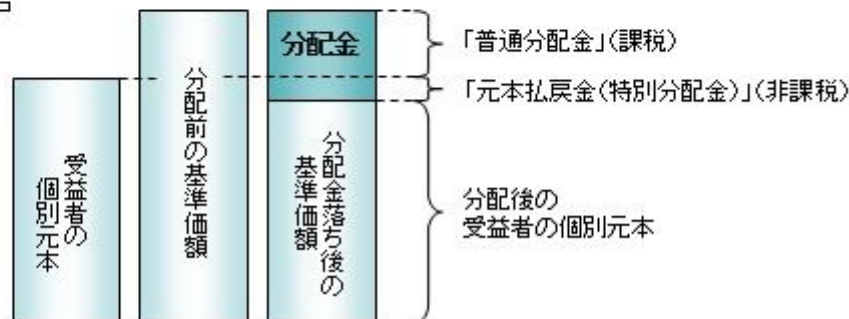
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年11月19日~2025年11月17日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	1.45%	0.61%	0.84%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下の運用状況は2025年11月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	162,373,356,920	98.84
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		1,898,055,142	1.16
合計(純資産総額)		164,271,412,062	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMDAM・中小型株企業価値フォーカス・ファンドFOFs用(適格機関投資家専用)	15,473,021,013	1.7306	26,778,027,936	1.7757	27,475,443,412	16.73
日本	投資信託受益証券	外国株計量運用ポートフォリオ(少人数私募)	3,332,901,937	7.8555	26,181,897,994	7.9843	26,610,888,935	16.20
日本	投資信託受益証券	日本バリュー・グロース株式ファンド(適格機関投資家向け)	6,281,996,498	3.3136	20,816,170,825	3.3143	20,820,420,993	12.67
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	7,444,721,247	2.7763	20,668,931,261	2.7852	20,735,037,617	12.62
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株株式ファンドF(適格機関投資家専用)	6,235,823,103	2.6214	16,346,723,870	2.5702	16,027,312,539	9.76
日本	投資信託受益証券	いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)	3,829,705,074	2.6695	10,223,470,459	2.737	10,481,902,787	6.38
日本	投資信託受益証券	コロンビア・スレッドニードル欧州厳選株株式ファンド(FoFs用)<適格機関投資家限定>	7,485,530,945	1.2304	9,210,608,978	1.2205	9,136,090,518	5.56
日本	投資信託受益証券	スパークス・日本株ファンド・双剣W(適格機関投資家専用)	6,269,899,843	1.3837	8,675,818,117	1.3883	8,704,501,952	5.30
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用ACI米国バリュー・ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	5,143,273,497	1.3419	6,901,800,049	1.3587	6,988,165,700	4.25
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	1,549,067,289	3.908	6,053,807,397	3.9634	6,139,573,293	3.74
日本	投資信託受益証券	ダイワ/ジャナス米国中型グロース株ファンド(FoFs用)(適格機関投資家専用)	4,077,132,572	1.1994	4,890,235,261	1.2306	5,017,319,343	3.05
日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	1,180,873,283	2.3308	2,752,440,853	2.2868	2,700,421,023	1.64
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	480,883,591	3.2606	1,568,000,014	3.1947	1,536,278,808	0.94

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.84
合計	98.84

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第2計算期間末 (2016年11月16日)	14,913	14,913	0.8807	0.8807
第3計算期間末 (2017年11月16日)	25,438	25,438	1.1479	1.1479
第4計算期間末 (2018年11月16日)	38,526	38,526	1.1065	1.1065
第5計算期間末 (2019年11月18日)	42,534	42,534	1.1710	1.1710
第6計算期間末 (2020年11月16日)	52,483	52,483	1.2408	1.2408
第7計算期間末 (2021年11月16日)	70,386	70,386	1.5194	1.5194
第8計算期間末 (2022年11月16日)	73,638	73,638	1.4311	1.4311
第9計算期間末 (2023年11月16日)	86,969	86,969	1.6425	1.6425
第10計算期間末 (2024年11月18日)	116,247	116,247	1.9450	1.9450
第11計算期間末 (2025年11月17日)	162,268	162,268	2.3311	2.3311
2024年11月末日	115,314		1.9218	
12月末日	120,231		1.9815	
2025年 1月末日	120,205		1.9632	
2月末日	118,609		1.9181	
3月末日	121,679		1.9363	
4月末日	122,446		1.8392	
5月末日	132,809		1.9577	
6月末日	137,094		2.0064	
7月末日	142,906		2.0790	
8月末日	143,635		2.1553	
9月末日	150,004		2.2204	
10月末日	160,039		2.3028	
11月末日	164,271		2.3488	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第2期	2015年11月17日～2016年11月16日	0.0000
第3期	2016年11月17日～2017年11月16日	0.0000
第4期	2017年11月17日～2018年11月16日	0.0000
第5期	2018年11月17日～2019年11月18日	0.0000
第6期	2019年11月19日～2020年11月16日	0.0000
第7期	2020年11月17日～2021年11月16日	0.0000
第8期	2021年11月17日～2022年11月16日	0.0000
第9期	2022年11月17日～2023年11月16日	0.0000

第10期	2023年11月17日～2024年11月18日	0.0000
第11期	2024年11月19日～2025年11月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第2期	2015年11月17日～2016年11月16日	4.41
第3期	2016年11月17日～2017年11月16日	30.34
第4期	2017年11月17日～2018年11月16日	3.61
第5期	2018年11月17日～2019年11月18日	5.83
第6期	2019年11月19日～2020年11月16日	5.96
第7期	2020年11月17日～2021年11月16日	22.45
第8期	2021年11月17日～2022年11月16日	5.81
第9期	2022年11月17日～2023年11月16日	14.77
第10期	2023年11月17日～2024年11月18日	18.42
第11期	2024年11月19日～2025年11月17日	19.85

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第2期	2015年11月17日～2016年11月16日	13,007,173,270	1,780,169,314
第3期	2016年11月17日～2017年11月16日	10,716,931,268	5,489,455,815
第4期	2017年11月17日～2018年11月16日	16,504,075,759	3,845,809,551
第5期	2018年11月17日～2019年11月18日	10,179,828,596	8,676,972,852
第6期	2019年11月19日～2020年11月16日	21,694,107,050	15,720,231,463
第7期	2020年11月17日～2021年11月16日	13,621,868,225	9,593,473,354
第8期	2021年11月17日～2022年11月16日	13,687,629,224	8,555,542,638
第9期	2022年11月17日～2023年11月16日	9,030,986,700	7,539,277,214
第10期	2023年11月17日～2024年11月18日	13,582,693,199	6,764,398,605
第11期	2024年11月19日～2025年11月17日	18,027,285,579	8,183,753,303

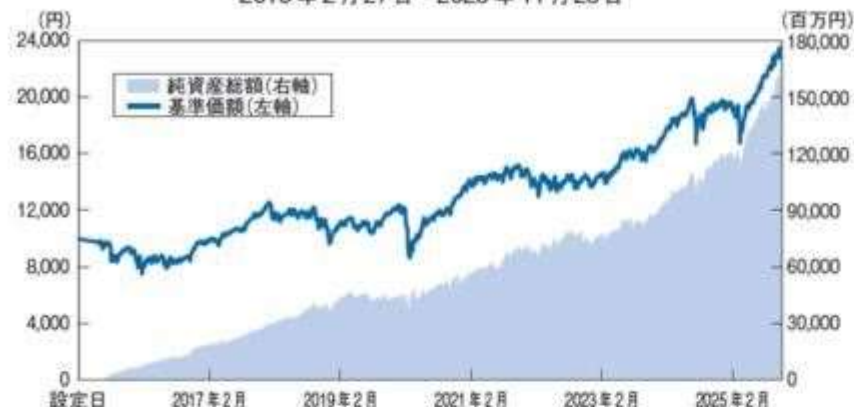
参考情報

運用実績(2025年11月28日現在)

「いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式」

基準価額・純資産の推移

2015年2月27日～2025年11月28日



基準価額	23,488 円
純資産総額	164,271 百万円

分配の推移

決算日	分配金
第7期 2021年11月16日	0円
第8期 2022年11月16日	0円
第9期 2023年11月16日	0円
第10期 2024年11月16日	0円
第11期 2025年11月17日	0円
設定来累計	0円

*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

*基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

主要な資産の状況

アセットクラス	対象投資信託	組入比率 (%)
国内大型株式	ノムラFOF _s 用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	30.6
	日本バリュー・グロース株式ファンド(適格機関投資家向け)	12.6
	日本バリュー・グロース株式ファンド(適格機関投資家向け)	12.7
	スパークス・日本株ファンド・双剣W(適格機関投資家専用)	5.3
国内中小型株式	SMDAM・中小型株企業価値フォーカス・ファンドFOF _s 用(適格機関投資家専用)	23.1
	いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資家専用)	16.7
		6.4
海外先進国株式	ノムラFOF _s 用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	32.8
	外国株計量運用ポートフォリオ(少人数私募)	3.7
	ノムラFOF _s 用ACI米国バリュー・ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	16.2
	ダイワ/ジャナス米国中型グロース株ファンド(FOF _s 用)(適格機関投資家専用)	4.3
	ダイワ/ジャナス米国中型グロース株ファンド(FOF _s 用)(適格機関投資家専用)	3.1
	コロンビア・スレドニードル欧州厳選株式ファンド(FoFs用) <適格機関投資家限定>	5.6
新興国株式	ノムラFOF _s 用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	12.3
	アラリアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	1.6
	アラリアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	0.9
	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	9.8
現金等		1.2
合計		100.0

*当ファンドが保有する投資信託の残高を投資先アセットクラス毎に集計したものです。

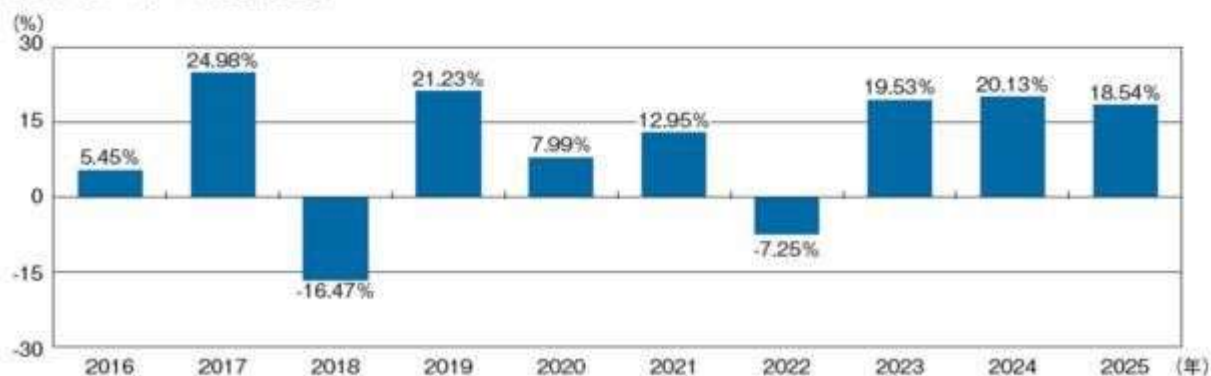
*当ファンドの実質的な保有アセットクラス比率とは厳密には異なりますので、ご注意ください。

*資産計上のタイミングにより、組入比率の合計が100%を超過することがあります。

*小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

※当ファンドにベンチマークはありません。



*2025年は11月末までの収益率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

- (2) コースの選択
 収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
 ＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
 収益分配金を自動的に再投資するコースです。
 ＜分配金受取りコース（一般コース）＞
 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
 販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
 原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
 販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
 販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額
 取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
 販売会社が定める単位とします。
 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い
 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みを取り消すことができます。
 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

- (1) 解約の受付
 販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
 原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
 販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
 販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
 ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

- (6) 手取額
 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
 1口単位
 販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い
 原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消
 ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回で

きます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

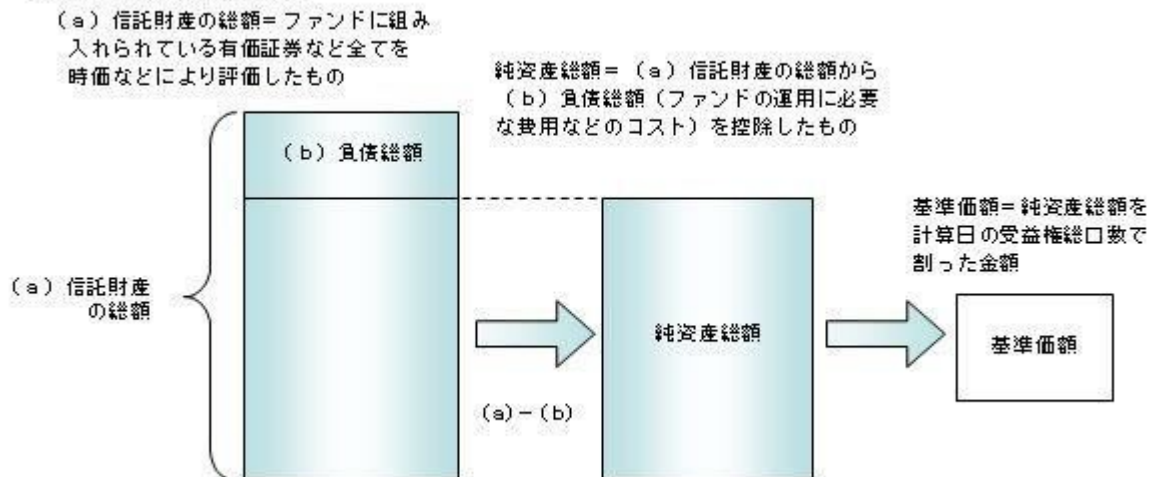
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2015年2月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年11月17日から翌年11月16日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

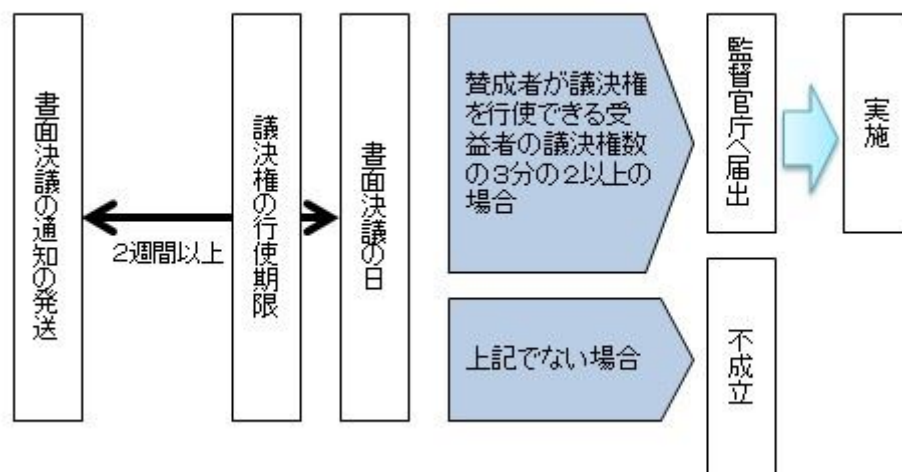
- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の一部解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回るようになった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

- 八) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議が可決された場合、存続します。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。
- 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2024年11月19日から2025年11月17日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 2024年11月18日現在	第11期 2025年11月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,333,583,550	3,251,951,376
投資信託受益証券	115,181,163,601	157,918,233,511
未収入金	1,596,900,000	3,058,000,000
未収利息	9,133	31,183
流動資産合計	120,111,656,284	164,228,216,070
資産合計	120,111,656,284	164,228,216,070
負債の部		
流動負債		
未払金	2,922,200,000	-
未払解約金	601,570,138	1,510,543,771
未払受託者報酬	17,943,647	23,751,426
未払委託者報酬	317,004,449	419,608,615
その他未払費用	5,415,722	5,528,060
流動負債合計	3,864,133,956	1,959,431,872
負債合計	3,864,133,956	1,959,431,872
純資産の部		
元本等		
元本	59,767,462,133	69,610,994,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	56,480,060,195	92,657,789,789
（分配準備積立金）	33,575,882,492	55,693,125,252
元本等合計	116,247,522,328	162,268,784,198
純資産合計	116,247,522,328	162,268,784,198
負債純資産合計	120,111,656,284	164,228,216,070

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期		第11期	
	自	2023年11月17日	自	2024年11月19日
	至	2024年11月18日	至	2025年11月17日
営業収益				
受取利息		600,098		6,247,950
有価証券売買等損益		17,414,123,191		28,215,501,166
営業収益合計		17,414,723,289		28,221,749,116
営業費用				
支払利息		542,440		-
受託者報酬		33,318,021		43,343,466
委託者報酬		588,618,284		765,734,654
その他費用		5,415,722		5,528,060
営業費用合計		627,894,467		814,606,180
営業利益又は営業損失（ ）		16,786,828,822		27,407,142,936
経常利益又は経常損失（ ）		16,786,828,822		27,407,142,936
当期純利益又は当期純損失（ ）		16,786,828,822		27,407,142,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,033,504,025		1,403,861,095
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		34,019,944,748		56,480,060,195
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,123,238,458		17,849,211,378
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,123,238,458		17,849,211,378
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,416,447,808		7,674,763,625
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,416,447,808		7,674,763,625
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		56,480,060,195		92,657,789,789

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年11月17日から翌年11月16日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2024年11月19日から2025年11月17日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2024年11月18日現在	第11期 2025年11月17日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 59,767,462,133口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 69,610,994,409口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9450円 (10,000口当たり純資産額) (19,450円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3311円 (10,000口当たり純資産額) (23,311円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第11期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 100,650円	A 費用控除後の配当等収益額 6,079,791円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 15,752,261,116円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 25,997,202,050円
C 収益調整金額 26,227,472,143円	C 収益調整金額 39,962,982,287円
D 分配準備積立金額 17,823,520,726円	D 分配準備積立金額 29,689,843,411円
E 当ファンドの分配対象収益額 59,803,354,635円	E 当ファンドの分配対象収益額 95,656,107,539円
F 当ファンドの期末残存口数 59,767,462,133口	F 当ファンドの期末残存口数 69,610,994,409口
G 10,000口当たり収益分配対象額 10,005円	G 10,000口当たり収益分配対象額 13,741円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第10期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第11期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	当ファンドが保有する有価証券は、（有価証券に関する注記）の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。コンプライアンス・リスク管理部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期 2024年11月18日現在	第11期 2025年11月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第11期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	16,196,629,870	27,132,934,245
合計	16,196,629,870	27,132,934,245

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第11期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	第10期 自 2023年11月17日 至 2024年11月18日	第11期 自 2024年11月19日 至 2025年11月17日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	52,949,167,539円	59,767,462,133円
期中追加設定元本額	13,582,693,199円	18,027,285,579円
期中一部解約元本額	6,764,398,605円	8,183,753,303円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(2025年11月17日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	SMDAM・中小型株企業価値フォーカス・ファンドFOFs用(適格機関投資家専用)	15,672,828,452	27,124,964,201	
	ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	7,370,360,677	20,474,124,924	
	スパークス・日本株ファンド・双剣W(適格機関投資家専用)	6,086,573,784	8,423,818,117	
	ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式(適格機関投資家専用)	1,532,016,301	5,987,119,704	
	ダイワ/ジャナス米国中型グロース株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	3,728,263,701	4,471,679,482	

ノムラF O F s用インデックスファンド・新興 国株式(適格機関投資家専用)	1,191,126,289	2,776,634,492	
コロンビア・スレッドニードル欧州厳選株式 ファンド(F o F s用) < 適格機関投資家限定 >	6,930,877,300	8,533,989,219	
いちよし日本中小型株ファンド(適格機関投資 家専用)	3,878,192,852	10,352,835,818	
日本バリュー・グロース株式ファンド(適格機 関投資家向け)	6,165,628,386	20,449,539,667	
アライアンス・バーンスタイン・エマージング 成長株ファンド(適格機関投資家専用)	483,810,547	1,577,754,574	
外国株計量運用ポートフォリオ(少人数私募)	3,114,360,878	24,466,107,621	
ノムラF O F s用A C I米国バリュー・ファン ド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	5,131,301,839	6,885,693,937	
シュローダー・グローバル・エマージング株式 ファンドF(適格機関投資家専用)	6,251,037,808	16,393,971,755	
合計	67,536,378,814	157,918,233,511	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年11月28日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	165,232,688,414円
負債総額	961,276,352円
純資産総額（ - ）	164,271,412,062円
発行済口数	69,937,695,898口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3488円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025年11月末現在

資本金	490,000,000円
発行可能株式総数	16,000株
発行済株式総数	15,200株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年11月末現在）

取締役会

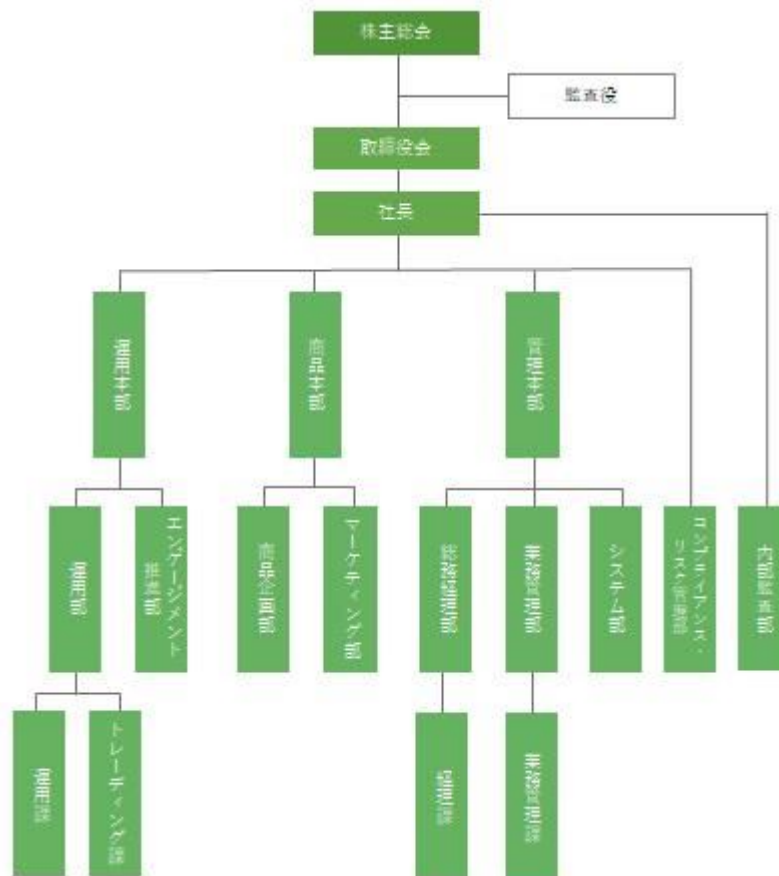
8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

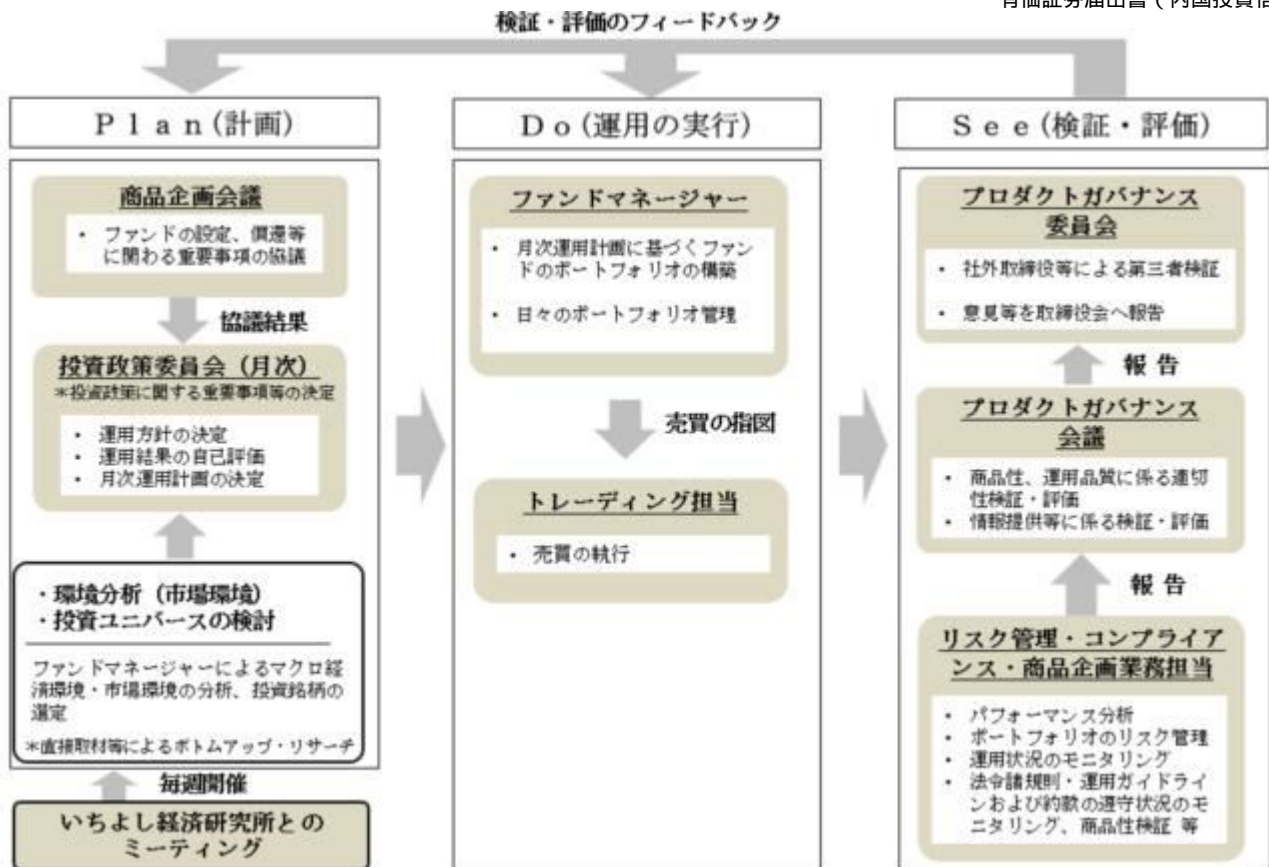
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

組織図



委託会社の運用体制



a. Plan (計画)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。

b. Do (運用の実行)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. See (検証・評価)

リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。

取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

上記の運用体制は、2025年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。2025年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	595,647
追加型株式投資信託	13	595,647
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	17	73,581
合計	30	669,228

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,314,222		1,682,043
前払費用		12,436		12,616
立替金		19,489		25,436
未収委託者報酬		1,015,732		1,178,233
未収運用受託報酬		75,857		42,668
未収投資助言報酬		20,032		17,146
流動資産合計		2,457,771		2,958,144
固定資産				
有形固定資産				
建物		42,714		34,706
器具・備品		11,157		11,606
有形固定資産合計	1	53,872	1	46,312
無形固定資産				
ソフトウェア		2,273		62,431
ソフトウェア仮勘定		35,095		-
商標権		216		140
無形固定資産合計		37,585		62,571
投資その他の資産				
投資有価証券		243,004		173,228
長期差入保証金	2	20,025	2	19,880
繰延税金資産		11,709		14,374
投資その他の資産合計		274,738		207,484
固定資産合計		366,196		316,368
資産合計		2,823,968		3,274,513
負債の部				
流動負債				
前受収益		-		7,437
預り金		3,996		3,365
未払金		325,580		363,974
未払手数料	2	309,417	2	355,871
その他未払金	2	16,162	2	8,103
未払費用		66,667		78,594
未払法人税等		348,014		344,503
未払消費税等		48,248		63,201
賞与引当金		4,947		6,132
流動負債合計		797,454		867,210
固定負債				
固定負債合計		-		-
負債合計		797,454		867,210
純資産の部				
株主資本				
資本金		490,000		490,000
利益剰余金				
利益準備金		122,500		122,500
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,398,746		1,779,580
株主資本合計		2,011,246		2,392,080

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,267	15,222
純資産合計	2,026,513	2,407,303
負債・純資産合計	2,823,968	3,274,513

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
営業収益合計	3,766,316	4,240,472
営業費用		
支払手数料	1 1,303,422	1 1,456,826
広告宣伝費	12,449	16,938
調査費	319,126	394,237
情報機器関連費	158,935	176,012
営業資料費	30,621	38,924
委託費	129,569	179,300
事務委託費	55,658	62,183
器具備品費	5,421	3,094
営業雑経費	8,522	8,270
通信運送費	3,957	3,003
協会費	2,794	3,019
諸会費	12	32
会議費	50	263
教育研究費	1,708	1,951
営業費用合計	1,704,600	1,941,551
一般管理費		
給料	390,611	355,193
役員報酬	57,480	33,000
従業員給料	272,318	260,731
その他報酬給料	5,700	6,241
賞与引当金繰入	4,947	6,132
福利厚生費	50,165	49,088
交際費	3,433	3,020
旅費交通費	4,235	5,677
租税公課	35,473	31,366
不動産賃借料	33,483	21,043
その他不動産関係費	5,260	945
新聞書籍費	540	413
消耗品費	521	387
水道光熱費	2,273	1,958
雑費	525	919
減価償却費	22,230	18,284
一般管理費合計	498,589	439,210
営業利益	1,563,127	1,859,709
営業外収益		
受取配当金	5,335	80
雑収入	5	77
営業外費用		
雑損失	-	-
経常利益	1,568,467	1,859,867
特別利益		
投資有価証券売却益	39,430	9,291
特別損失		
投資有価証券売却損	-	4,868
固定資産除却損	299	-
税引前当期純利益	1,607,598	1,864,290
法人税、住民税及び事業税	490,171	574,391
法人税等調整額	1,267	2,934
法人税等合計	488,904	571,456
当期純利益	1,118,694	1,292,833

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			608,000	608,000		608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					9,303	9,303
当期変動額合計	-	-	510,694	510,694	9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513
当期変動額						
剰余金の配当			912,000	912,000		912,000
当期純利益			1,292,833	1,292,833		1,292,833
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					44	44
当期変動額合計	-	-	380,833	380,833	44	380,789
当期末残高	490,000	122,500	1,779,580	2,392,080	15,222	2,407,303

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・2016年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物

6年

器具・備品

4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上し
ております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定し
た報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に
基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	23,166	34,041
2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	19,880	19,880
未払手数料	307,690	353,787
その他未払金	618	632

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,293,664	1,448,261

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,140	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	243,004	243,004	-
資産計	243,004	243,004	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	173,228	173,228	-
資産計	173,228	173,228	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,313,960	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	75,857	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	20,032	-	-	-
合計	2,425,582	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,681,668	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,178,233	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	42,668	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	17,146	-	-	-
合計	2,919,717	-	-	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	243,004	-	243,004
資産計	-	243,004	-	243,004

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	173,228	-	173,228
資産計	-	173,228	-	173,228

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	794
小計	9,206	10,000	794
合計	243,004	221,000	22,004

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	172,330	150,000	22,330
小計	172,330	150,000	22,330
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	898	1,000	101
小計	898	1,000	101
合計	173,228	151,000	22,228

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	229	39	-
合計	229	39	-

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	84	9	4
合計	84	9	4

（注）上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
合計	3,766,316	4,240,472

（注）収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

（税効果会計関連）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,882	1,877
未払社会保険料	408	359
未払事業税	15,194	16,642
資産除去債務	-	-
減価償却の償却超過	960	2,500

その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金資産 小計	18,446	21,380
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	18,446	21,380
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,737	7,006
繰延税金負債 合計	6,737	7,006
繰延税金資産の純額	11,709	14,374

- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
- 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の訂正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13条）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛費特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。
なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

- サービスごとの情報
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
(1) 営業収益
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
(2) 有形固定資産
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 主要な顧客ごとの情報
前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,133,678
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	583,920

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

- 前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。
当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い ¹	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い ²	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い ²	217,080	-	-
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い ¹	1,437,183	未払手数料	353,787
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い ²	11,077	-	-

					役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金の 支払い ²	228,699	-	-
					グループ通算制度	グループ 通算制度に 伴う支払 予定額	632	未払金	632

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	133,323円27銭	158,375円19銭
1株当たり当期純利益金額	73,598円31銭	85,054円85銭

（注）なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	2,026,513	2,407,303
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益（千円）	1,118,694	1,292,833
普通株式の期中平均株式数（株）	15,200	15,200

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間末 （2025年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,250,137
前払費用	23,877
未収入金	117,059
立替金	28,285
未収委託者報酬	1,246,485
未収運用受託報酬	47,932
未収投資助言報酬	17,863
流動資産合計	2,731,641
固定資産	
有形固定資産	
建物	30,701
器具・備品	10,144
有形固定資産合計	1 40,846
無形固定資産	
ソフトウェア	55,216
商標権	101
無形固定資産合計	55,318
投資その他の資産	
投資有価証券	1,154
長期差入保証金	19,880

繰延税金資産	22,238
投資その他の資産合計	43,273
固定資産合計	139,438
資産合計	2,871,080
負債の部	
流動負債	
前受収益	7,110
預り金	6,118
未払金	341,161
未払手数料	339,246
その他未払金	1,914
未払費用	157,551
未払法人税等	331,034
未払消費税等	2,47,782
賞与引当金	7,001
流動負債合計	897,760
固定負債	
固定負債合計	-
負債合計	897,760
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,360,712
利益剰余金合計	1,483,212
株主資本合計	1,973,212
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	106
純資産合計	1,973,319
負債・純資産合計	2,871,080

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,165,178
運用受託報酬	69,310
投資助言報酬	25,715
営業収益合計	2,260,204
営業費用及び一般管理費	1,125,411
営業利益	1,003,793
営業外収益	23
営業外費用	0
経常利益	1,003,816
特別利益	32,040
特別損失	69
税引前中間純利益	1,035,787
法人税、住民税及び事業税	315,560
法人税等調整額	905
法人税等合計	314,654
中間純利益	721,132

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
			その他利益剰余金		
当期首残高	490,000	122,500	繰越利益剰余金	1,902,080	2,392,080
当中間期変動額			繰越利益剰余金		
剰余金の配当			繰越利益剰余金	1,140,000	1,140,000
中間純利益			繰越利益剰余金	721,132	721,132
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-		418,867	418,867

当中間期末残高	490,000	122,500	1,360,712	1,483,212	1,973,212
---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高		15,222	2,407,303
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,140,000
中間純利益			721,132
株主資本以外の項目の			
当中間期変動額(純額)		15,116	15,116
当中間期変動額合計		15,116	433,983
当中間期末残高		106	1,973,319

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない
株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物 定額法

上記以外 定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物 6年
器具・備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	38,570千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,610千円
無形固定資産	7,252千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	15,200	-	-	15,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,140,000	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月28日取 締役員会	普通株式	利益 剰余金	608,000	40,000	2025年9月30日	2025年10月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、未払費用及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間末（2025年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,154	1,154	-
資産計	1,154	1,154	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2025年9月30日）

区分	時価(千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	-	1,154	-	1,154
資産計	-	1,154	-	1,154

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類してお

ります。

（有価証券関係）
 その他有価証券
 当中間会計期間末（2025年9月30日）

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	1,154	1,000	154
小計	1,154	1,000	154
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,154	1,000	154

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
委託者報酬	2,165,178
運用受託報酬	69,310
投資助言報酬	25,715
合計	2,260,204

(注) 収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針] 4. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	574,465
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	358,597
いちよし日本好配当株&Jリートファンド 年4回決算型	239,109

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	129,823円65銭

（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	1,973,319
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	1,973,319
普通株式の発行済株式総数（株）	15,200
普通株式の自己株式数（株）	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
(2) 1株当たり中間純利益金額	47,442円95銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	721,132
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	721,132
普通株式の期中平均株式数（株）	15,200

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載していません。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 （2025年3月末現在）	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受

託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

資産配分および投資対象とする投資信託証券の組入れについての投資助言を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。(2025年11月末現在)

(3) 投資顧問会社

いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有しております。(2025年11月末現在)

第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 ファンドの基本的性格など
 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

(5) 交付目論見書に「ファンドの費用・税金」について、よりご理解を深めていただくための「ご案内」を記載することがあります。

(6) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記

載することがあります。

- (7) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (8) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (9) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 市川 克也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式の2024年11月19日から2025年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式の2025年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月22日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 市川 克也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。